

人間文化研究機構の保有個人情報の開示の実施方法に関する定め

平成 17 年 3 月 28 日
機 構 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この定めは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 24 条の規定により、人間文化研究機構における保有個人情報（電磁的記録に限る。）の開示の実施方法等について定める。

(実施の方法)

第 2 条 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ（第 5 号に該当するものを除く。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により再生したものの視聴
 - ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前 2 号及び第 4 号を除く。） 次に掲げる方法であって、人間文化研究機構がその保有するプログラム及び処理装置により行うことができるもの
 - イ 用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 用紙に出力したものの交付
 - ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
 - ホ 光ディスクに複写したものの交付
 - ヘ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付
 - ト 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
 - チ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
 - リ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
- (4) 映画フィルム 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により映写したものの視聴
 - ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
- (5) スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により再生したものの視聴
 - ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付

附 則

- 1 この定めは、平 1 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の実施方法については、人間文化研究機構における情報化の進展状況に応じて見直すのを例とする。